

3款 民生費

介護認定のあるひとり暮らし高齢者に対して福祉電話訪問を行い、孤独感の解消と安否確認を行いました。また、呼吸器、循環器等の疾患があるひとり暮らし高齢者に対しては、緊急通報システムを設置し、日常生活での不安解消と安全確保に努めました。

福祉電話訪問実利用者数 54人

緊急通報システム実設置者数 139人

(3) ひまわり懇談会等補助金(10/10)4,905,968円

ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消、地域での見守りや交流の機会の拡大を図るため、市内18会場(19地区)で開催された「ひまわり懇談会」及び7地区で実施された「ひまわり活動」の費用を助成しました。

ひまわり懇談会 参加者数 1,094人

ひまわり活動 訪問者数 685人

(4) 成年後見制度利用助成費 158,540円

判断能力が不十分な高齢者の権利を守り、法的保護を図るため市長による審判請求を行うなど、成年後見制度の利用支援を行いました。

成年後見制度 市長申立て件数 2件

(5) お元気ですかボランティア訪問費 1,537,950円

ひとり暮らし高齢者等の話を傾聴し、孤独感の解消を図るお元気ですかボランティアを養成し、高齢者宅への訪問活動を実施しました。

養成ボランティア数 14人

ボランティア総数(27年度末)129人

訪問回数 969回

10 家族介護支援対策費【地域福祉課】 9,665,018円

(1) 徘徊高齢者家族支援費 488,160円

徘徊等のおそれがある在宅高齢者が行方不明となった場合に、早期発見及び保護するため、対象者情報の事前登録及び見守り安心マークの配布を実施して介護する家族の心理的負担の軽減と、地域による見守り体制の整備を行いました。

事前登録者数(27年度末) 166人

見守り安心マーク配布者数 59人

徘徊高齢者情報配信メール 22件

(2) 生活管理指導短期宿泊費 6,952,058円

日常生活を営むのに支障がある高齢者等に対して、養護老人ホームへの短期宿泊等の支援を行いました。

決 定 書

決定区分 E

文書作成所属 地域福祉課

起案 平成28年2月5日	決定 平成28年2月8日	発送 豊地福発第3994号 平成28年2月9日
-----------------	-----------------	-------------------------------

決定者	合議			副課長 花木 一也	担当長 新實 真				起案責任者
	合議								

下記のとおり決定する。

発信先 名古屋家庭裁判所 岡崎支部	発信者 市長
----------------------	-----------

標 題
成年後見制度における市長の審判請求について

公開標題 成年後見制度における市長の審判請求について

このことについて、市長による申立てを別紙のとおり行います。

1 【対象者】

氏 名: XXXXXXXXXX
 生年月日: XXXXXXXXXX
 住 所: XXXXXXXXXX

2 【後見開始申立て】

- ①後見開始申立書
 - ②申立書附票A(市町村長申立用)
 - ③申立書附票B(市町村長申立用一本人説明)
 - ④財産目録(預貯金通帳等関係書類を添付)
 - ⑤親族関係家系図
 - ⑥診断書
 - ⑦本人の住民票・戸籍謄本等1通
 - ⑧登記されていないことの証明書
- ・費用(収入印紙:800円、登記用収入印紙:2,600円、郵便切手:2,922円))

※後見候補者については、裁判所との協議の結果、空欄で提出する。

3 【その他】

・上申書
 ※本人の資力を確認した結果、申立て費用を徴収できる状態であるため。

ファイル基準表分類	キャビネット-002 分類-F-05-06-[5年]-08-001 成年後見 関係書	41
システム文書番号	2015-地福-3994	システム施行処理 <input type="checkbox"/> 済





決定書

決定区分 E

文書作成所属

地域福祉課

起案 平成28年2月5日	決定 平成28年2月8日	発送 豊地福発 第3993号 平成28年2月9日
-----------------	-----------------	--------------------------------

決定者 合議 	副課長 花木 一也 	担当長 新實 真 	起案責任者 
--	---	--	--

下記のとおり決定する。

発信先 名古屋家庭裁判所 岡崎支部	発信者 市長
----------------------	-----------

標 題

成年後見制度における市長の審判請求について

公開標題 成年後見制度における市長の審判請求について

このことについて、市長による申立てを別紙のとおり行います。

1 【対象者】

氏 名:
生年月日:
住 所:



2 【後見開始申立て】

- ①後見開始申立書
 - ②申立書附票A(市町村長申立用)
 - ③申立書附票B(市町村長申立用-本人説明)
 - ④財産目録(預貯金通帳等関係書類を添付)
 - ⑤親族関係家系図
 - ⑥診断書
 - ⑦本人の住民票・戸籍謄本等1通
 - ⑧登記されていないことの証明書
- ・費用(収入印紙:800円、登記用収入印紙:2,600円、郵便切手:2,922円)

※後見候補者については、裁判所との協議の結果、空欄で提出する。

3 【その他】

・上申書

※本人の資力を確認した結果、申立て費用を徴収できる状態であるため。

ファイル基準表分類	キャビネット-002 分類-F-05-06-[5年]-08-001 成年後見 関係書	41
システム文書番号	2015-地福-3993	システム施行処理 <input type="checkbox"/> 済

決定書


決定区分 E

文書作成所属 地域福祉課

起案 平成27年7月13日	決定 平成27年 7月24日	発送 豊地発 第12/2号 平成27年 7月24日
------------------	-------------------	---------------------------------

決定者 	合 議			副課長 花木 一也 	担当長 新實 真 				起案責任者 
--	--------	--	--	---	--	--	--	--	--

下記のとおり決定する。

発信先 	発信者 市長
--	-----------


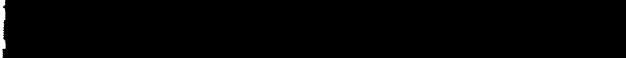


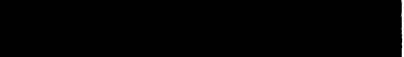

標 題

後見人等報酬助成の決定について(伺い)

公開標題 後見人等報酬助成の決定について(伺い)

このことについて、豊田市成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり助成を決定します。

記

- 1 被後見人 (住 所) 
(氏 名) 
(生年月日) 
- 2 後見人 (住 所) 
(氏 名) 
(生年月日) 
- 3 助成理由 (適 用) 豊田市成年後見制度利用支援事業実施要綱第2条第1項^号
- 4 予 算 (会 計) A 一般会計
(款項目) 03-03-01
(節細節) 20-00 扶助費
(事業コード) 35166-09 成年後見制度利用助成費
(予算額) 125,324,000円
(負担行為済額) 29,628,401円
(予算残額) 95,695,599円
- 5 助成額 120,000円(平成26年5月1日から平成27年4月16日まで)

ファイル基準表分類	キャビネット-002 分類-F-05-06-[5年]-08-001 成年後見 関係書	41
システム文書番号	2015-地福-1212	システム施行処理 <input type="checkbox"/> 済

作品展を開催しました。

教養教室 延べ受講者数 2, 645人

作品展 出展者数 584人

入場者数 1, 409人

(7) 成年後見制度利用助成費

身寄りのない障がい者で判断能力が不十分な方の成年後見制度における審判請求を行いました。

市長申立件数 1件

(8) 意思疎通支援費

意思疎通に支障のある障がい者に手話通訳者等を派遣するとともに手話奉仕員の養成を行いました。

派遣回数 817回

手話講習会 延べ受講者数 61人

(9) 地域活動支援センター費

精神障がい者とその家族に、相談の場や日中活動を通じ社会経験を身に付ける場の提供を行いました。また、地域への普及啓発活動が展開できるよう、医療法人及び社会福祉協議会に事業を委託しました。

委託先 3か所 利用者数 延べ6, 038人

(10) 福祉ホーム運営費補助金(10/10)

交付団体数 2か所

利用者数 20人(平成28年3月31日現在)

(11) 日常生活用具給付費

在宅の障がい者等の日常生活を円滑にするために、日常生活用具及び住宅改修に係る給付を行いました。

ストマ用装具、紙おむつ、動脈血中酸素飽和度測定器等

給付件数 4, 051件

(12) 移動支援費

屋外での移動が困難な障がい者(児)にヘルパーを派遣し、外出のための支援を行うことで、社会参加の促進を図りました。

利用者数 454人(3月利用実績)

延べ提供量 55, 343時間



(13) 障がい者就労支援奨励金支給費

就労支援事業所等を利用する障がい者に対して、奨励金を支給し、障がい者の就労意欲の向上と継続的な就労活動を支援しました。

利用者数650人(年間)利用施設 95施設

決 定 書

決定区分 E	文書作成所属	障がい福祉課
起案 平成27年12月22日	決定 平成27年12月24日	発送 豊 発 第 号 平成 年 月 日

決定者	合議			副課長 大久保 英幸	副主幹 福岡 進太	担当長 内川 哲雄	担当長 尾形 洋	山田	岩瀬	起案責任者
										

下記のとおり決定する。

発信先 名古屋家庭裁判所	発信者 市長
-----------------	-----------

標 題 成年後見制度における市長の審判請求について(伺い)

公開標題 成年後見制度における市長の審判請求について(伺い)

このことについて、知的障害者福祉法第28条の規定に基づき、下記のとおり市長申立による審判請求をします。

記

1 対象者 氏名: XXXXXXXXXX
 住所: XXXXXXXXXX
 本籍地: XXXXXXXXXX

- 2 後見開始申立必要書類
- (1) 申立書
 - (2) 鑑定連絡票
 - (3) 療育手帳・身体障がい者手帳の写し
 - (4) 親族関係図
 - (5) 本人に関する照会書
 - ・本人説明書、財産目録、予算収支表
 - (6) 本人の戸籍謄本、住民票及び登記されていないことの証明書
 - (7) 預貯金の通帳の写し
 - (8) 参考資料(施設の利用に係る実費負担等)
 - (9) 切手・はがき受払申請書
 - (10) 物品購入決定書(収入印紙用)

ファイル基準表分類	キャビネット-002 分類-F-03-03-[5年]-06-001 成年後見制度	83
システム文書番号	2015-障-5567	システム施行処理 <input type="checkbox"/> 済